

吸収合併に係る事後開示書面
(吸収合併消滅会社 株式会社エムエス中部調剤)

令和2年1月6日

日本調剤株式会社

代表取締役社長 三津原 庸介



当社は、株式会社エムエス中部調剤を消滅会社とする吸収合併の存続会社として、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和2年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における本吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社である株式会社エムエス中部調剤は、当社の完全子会社であったため、差止請求について該当はありません。

(2) 反対株主の買取請求

当社は、吸収合併消滅会社である株式会社エムエス中部調剤の特別支配会社であったため、反対株主の買取請求は適用されません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社である株式会社エムエス中部調剤は、新株予約権を発行していません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社である株式会社エムエス中部調剤に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収合併消滅会社は、令和元年11月19日付で官報に公告を行うとともに、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。

3. 吸収合併存続会社における本吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

当社は本合併を簡易手続きで行ったため、差止請求は適用されません。

(2) 反対株主の買取請求

当社は本合併を簡易手続きで行ったため、反対株主の買取請求は適用されません。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。
なお、当社は、令和元年11月19日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である令和2年1月1日をもって、吸収合併消滅会社である株式会社エムエス中部調剤からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社である株式会社エムエス中部調剤が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

令和2年1月6日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

令和元年11月19日

(吸収合併消滅会社)

株式会社エムエス中部調剤

代表取締役社長 三津原 庸介



当社は、吸収合併消滅会社として、会社法第782条及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約

別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併のため、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

完全親子会社間の合併のため、合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社である日本調剤株式会社の最終事業年度の計算書類等(事業報告書、監査報告書及び会計監査報告書を含む)は別紙2のとおりです。

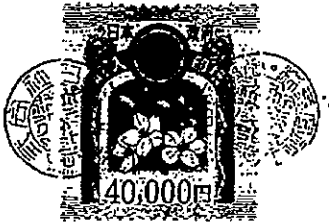
なお、当社及び日本調剤株式会社ともに、最終事業年度末日後において重要な後発事象は生じておりません。

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

当社及び吸収合併存続会社である日本調剤株式会社の財務状況から勘案して、合併後の債務の履行に支障はないものと見込んでおります。

7. 事前開示開始日以降において上記各事項に変更が生じたときは、直ちに変更後の事項を開示いたします。

(以 上)



吸収合併契約書

日本調剤株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社エムエス中部調剤（以下、「乙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約を締結する。

第1条（合併当事者の商号及び住所）

本契約当事者の商号及び住所は、末尾記載のとおりである。

第2条（合併の方式）

1. 甲と乙とは、甲を存続会社、乙を消滅会社として吸収合併するものとする。
2. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
3. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第3条（効力発生日）

合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は令和2年1月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第4条（合併対価の交付）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

第5条（資本金及び準備金の額）

甲は、合併によりその資本金及び準備金の額を増加しないものとする。

第6条（権利義務の承継）

乙は、平成31年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。また、乙は、平成31年4月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第8条（従業員の引継ぎ）

1. 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

2. 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上決定する。

第9条（解散費用）

効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

令和元年11月18日

（住所）東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
甲 （商号）日本調剤株式会社
代表取締役社長 三津原 庸介



（住所）東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
乙 （商号）株式会社エムエス中部調剤
代表取締役社長 三津原 庸介



(提供書面)

事業報告

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成30年4月～平成31年3月)において、医薬品・調剤薬局業界では4月に調剤報酬及び薬価の改定が行われました。今回の改定では、地域包括ケアシステム、患者のための薬局ビジョンの実現に向けて“かかりつけ薬剤師・薬局”を更に推進することとされました。具体的には、医師・看護師・介護関係者など多職種との連携を強化するなど地域医療への貢献が調剤薬局に強く求められています。改定の方針性は、選ばれる薬剤師・薬局の実現を掲げる当社の長期ビジョンと合致するものです。

一方で、改定による業績への影響は従来以上に大きなものでありました。薬価改定については、通常の薬価引下げに加え、薬価制度の抜本的改革の一つとして、新薬創出加算対象品目の大幅な絞り込みが行われました。また調剤報酬改定については、いわゆる門前薬局の評価の見直しに伴い、特定の医療機関からの処方箋集中率が高い調剤薬局の調剤基本料が引下げられ、新設された地域支援体制加算の算定要件と併せて当社を含めた薬局チェーン会社にとって大変厳しい内容となりました。

このような状況のもと当社グループでは、患者本位の分業の実現、医療費の増加抑制に向けた取り組みを全社を挙げて進めましたが、改定の影響などによる粗利の減少、並びに各事業セグメントにおける積極的な先行投資の影響などにより、当連結会計年度の業績は増収減益となりました。

具体的な数値につきましては、売上高245,687百万円(前期比1.8%増)、営業利益6,733百万円(同36.4%減)、経常利益6,077百万円(同40.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益3,790百万円(同37.9%減)となりました。期初計画に対しては、売上高が若干未達ではありましたが、利益面につきましては医薬品製造販売事業がグループ全体を牽引し期初計画を上回る実績をあげることができました。

[各事業のセグメント別概況]

・調剤薬局事業

同事業では、当連結会計年度において32店舗を新規出店し、19店舗を閉店いたしました。この結果、当連結会計年度末時点での総店舗数は598店舗(物販店舗2店舗を含む)となりました。売上高については、208,622百万円(前期比1.7%増)と調剤専業各社の多くが苦戦するなか、増収を確保することができました。自力出店を中心とした出店戦略の成果であると捉えております。他方利益面については、調剤報酬及び薬価の改定の影響により、営業利益が8,707百万円(同29.8%減)と大幅な減益となりました。

なお、国が令和2年(2020年)9月までに80%とすることを目標として掲げているジェネリック医薬品の数量ベース使用割合は、当社では3月末時点で全社平均87%に達しております。また、在宅医療実施店舗の割合は89%(年間12件以上実施の店舗割合)、電子お薬手帳「お薬手帳プラス」の会員数は34万人に達しており、順調に進捗しています(いずれも3月末時点)。

・医薬品製造販売事業

同事業では、当連結会計年度において、売上高は40,659百万円(前期比6.8%増)と4月に薬価引下げの影響を受けながらも、調剤薬局事業の業容拡大に伴う内部売上高の増加などにより増収を確保することができました。一方利益面については、大型かつ最新鋭生産設備を有するつくば第二工場の稼働に伴い、償却負担の増加はあったものの、適正な販売価格の維持と各種経費の削減などに取り組んだ結果、営業利益1,885百万円(同57.8%増)と増益を実現し、グループ全体の利益を下支えすることとなりました。営業利益1,885百万円は中長期的な業績のV字回復計画を1年前倒しで達成する利益水準であり、今後の収益力強化に対する確かな手応えをつかむことができました。

なお、当連結会計年度末での販売品目数は、新規収載品27品目を発売したことなどにより663品目となりました。

・医療従事者派遣・紹介事業

同事業では、薬剤師を中心に派遣・紹介需要が引き続き高い水準で推移いたしました。当連結会計年度では、薬剤師の派遣・紹介に加え、医師紹介事業への取り組みを強化し、実績が大きく伸びました。これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高は13,083百万円(前期比9.3%増)と増収となりました。一方利益面については、医師紹介事業拡大に向けた人員増強などの先行投資が大きく影響し、営業利益は1,478百万円(同19.7%減)と減益となりました。期初計画に対しては売上高、営業利益ともに未達でしたが、第2四半期連結累計期間における前年同期比の実績(6.0%増収、37.7%減益)からは着実に改善しております。

② 資金調達の状況

調剤薬局事業における新規出店及び医薬品製造販売事業における設備投資並びに借入金の借換えのため、当連結会計年度において10,625百万円の借入を実施しております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は、調剤薬局事業における出店費用及び医薬品製造販売事業における設備投資を中心として、5,254百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社の連結子会社である日本ジェネリック株式会社の春日部工場に係る土地・建物等の固定資産及び固定資産に付随する事業を譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成30年8月1日に100%子会社である有限会社アカネを当社に吸収合併しております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、当連結会計年度において、株式会社2社の株式を取得し、100%子会社といたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 (平成28年3月期)	第 37 期 (平成29年3月期)	第 38 期 (平成30年3月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (平成31年3月期)
売上高(百万円)	219,239	223,468	241,274	245,687
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	6,329	4,638	6,104	3,790
1株当たり当期純利益 (円)	432.85	290.03	381.69	243.47
総 資 産(百万円)	157,609	178,347	186,569	178,677
純 資 産(百万円)	32,473	36,447	41,506	41,073
1株当たり純資産額 (円)	2,030.22	2,278.70	2,595.00	2,739.04

(注1) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度(第38期)の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(注2) 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりであります。

第36期

調剤薬局事業は、千葉県下の大型店を含め27店舗を出店いたしました。前年度及び当年度開局店舗の寄与、またC型肝炎治療薬の応需により売上高は増加し、営業利益は10,707百万円と増益になりました。医薬品製造販売事業は、ジェネリック医薬品の使用が医療機関で増加しており、売上高は大幅に増加し、営業利益は2,668百万円と大幅な増益となりました。医療従事者派遣・紹介事業も順調に推移し、結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は6,329百万円となり、前期比127.8%の大幅増益となりました。

第37期

調剤薬局事業は、M&Aにも積極的に取り組み、42店舗を出店いたしました。一方で、調剤報酬改定の影響やC型肝炎薬の大幅な薬価引き下げなどによるマイナスの影響が大きく、売上高はわずかながら減少し、営業利益は9,560百万円と減益になりました。医薬品製造販売事業は、売上高は増収であったものの、価格競争の影響で営業利益は1,719百万円と減益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、順調に推移し営業利益は1,710百万円と増益となりました。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は4,638百万円となり、前期比26.7%の減益となりました。

第38期

調剤薬局事業は、36店舗を新規出店いたしました。店舗数の増加に加え、改定翌年度における処方箋単価の上昇、既存店枚数の増加傾向などにより売上高は増収となりました。また営業利益は12,411百万円と大幅な増益となりました。医薬品製造販売事業は、売上高は増収であったものの、自社製造品増強のための費用増加などにより営業利益は1,194百万円と減益となりました。医療従事者派遣・紹介事業は、順調に推移し営業利益は1,842百万円と増益となりました。結果として、

親会社株主に帰属する当期純利益は6,104百万円となり、前期比31.6%の増益となりました。
第39期

当連結会計年度につきましては、「(1)①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社メディカルリソース	93百万円	100%	医療従事者派遣・紹介事業
日本ジェネリック株式会社	1,255百万円	100%	医薬品製造販売事業
株式会社日本医薬総合研究所	100百万円	100%	情報提供・コンサルティング事業
長生堂製薬株式会社	340百万円	100%	医薬品製造販売事業

(4) 対処すべき課題

我が国では2025年に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、超高齢社会が加速度的に進むことが予想されています。人口構造の大きな変化を前に国では、“医療費の増加抑制”と“良質な医療サービスの提供”を同時に実現するために、「地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進」をはじめとして、様々な制度改革などに着手しています。このような状況を背景として、医療・医薬品業界を取り巻く環境は業界再編を含め、過去に例がない大きな変化を迎えることが想定されます。

調剤薬局業界では、“患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう”、調剤薬局を機能分化させ、認定制度により外から見えるものにすることが法律改正などにより具体化されようとしています。調剤薬局に求められる役割期待が“物から人”へ変化することを明確に示すもので、高品質な対人業務を提供できない調剤薬局には市場からの退場を促すことにもつながる厳しい内容であると受け止めております。調剤薬局の機能分化では、医療機関・地域との連携が調剤薬局に対して強く求められます。“連携”を支えるものは“人とICT”であると捉え、従来以上に人材投資とICT投資に積極的に取り組んでまいります。

当社グループは、このような大きな事業環境の変化を乗り越え、企業理念に掲げる「真の医薬分業を実現する」ことにより、「患者本位の分業」を実現し、業界再編後に勝ち残る企業グループを指向し、グループ各社それぞれが経営の効率化を進め、生産性向上に注力してまいります。加えて、業界再編の大きなうねりの中で、企業グループが目指すべき基本的な方向を見失わぬよう、経営の健全性と透明性をさらに向上させるべく、コンプライアンス体制をはじめとする内部統制システムの整備を図り、コーポレートガバナンスを強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成31年3月31日現在）

区 分	事 業 の 内 容
調 剤 薬 局 事 業	調剤薬局の経営
医 薬 品 製 造 販 売 事 業	ジェネリック医薬品の製造及び販売
医 療 従 事 者 派 遣 ・ 紹 介 事 業	薬剤師の派遣及び有料職業紹介 医師の有料職業紹介 看護師の派遣及び有料職業紹介 高齢者向け施設検索サイトの運営
情 報 提 供 ・ コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業	医薬情報の提供・研究・調査 広告媒体ビジネス 製薬企業・医療機関等へのコンサルティング

(6) 主要な事業所（平成31年3月31日現在）

① 調剤薬局事業

日 本 調 剤 株 式 会 社		本社（東京都千代田区）	
出店地域	当社店舗数	調剤子会社店舗数	グループ店舗総数
北 海 道	44	0	44
東 北	44	0	44
関 東 甲 信 越	312	5	317
東 海	49	3	52
関 西 ・ 北 陸	66	0	66
中 国	23	0	23
四 国	15	0	15
九 州	37	0	37
合計	590	8	598

（注）調剤子会社とは、合同会社水野ほか4社であります。

② 医薬品製造販売事業

日 本 ジ ェ ネ リ ッ ク 株 式 会 社	本社（東京都千代田区）
長 生 堂 製 薬 株 式 会 社	本社（徳島県徳島市）

③ 医療従事者派遣・紹介事業

株 式 会 社 メ デ ィ カ ル リ ソ ース	本社（東京都千代田区）
--------------------------	-------------

④ 情報提供・コンサルティング事業

株 式 会 社 日 本 医 薬 総 合 研 究 所	本社（東京都千代田区）
---------------------------	-------------

(7) 使用人の状況（平成31年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前期比増減
調剤薬局事業	3,168名	259名増
医薬品製造販売事業	680名	32名減
医療従事者派遣・紹介事業	227名	42名増
全社（共通）	308名	39名増
合 計	4,383名	308名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員（準社員、パートタイマー等）は含まれておりません。
2. 出向者は、出向先の各区分の使用人数に含まれております。
3. 全社（共通）の使用人数は、特定の事業区分に帰属しない本社部門の就業人員数であります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数 (内薬剤師)	前期比増減 (内薬剤師)	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	3,393名 (1,929名)	290名増 (64名増)	35.1歳	6.5年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇員（準社員、パートタイマー等）は含まれておりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、正社員に関するものであります。
3. 使用人数が当事業年度において290名増加しておりますが、主として平成30年4月1日付で入社した新入社員、期中の中途入社社員によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成31年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,453百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,040
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,095
株 式 会 社 り そ な 銀 行	4,180
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	3,221

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成31年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 44,192,000株
- ② 発行済株式の総数 16,024,000株（自己株式1,030,190株を含む）
- ③ 株主数 5,790名（うち単元株主数4,373名）
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
三 津 原 博	4,680,000	31.21
三 津 原 庸 介	3,320,000	22.14
有 限 会 社 マ ッ ク ス プ ラ ン ニ ン グ	1,120,000	7.47
日 本 調 剤 従 業 員 持 株 会	438,800	2.93
三 津 原 陽 子	400,000	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	328,900	2.19
姚 恵 子	269,300	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	241,700	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	164,800	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	135,800	0.91

（注）持株比率は自己株式（1,030,190株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成31年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	三 津 原 博	
専 務 取 締 役	三 津 原 庸 介	経営補佐 社長室・企業情報・広報・民間医療保険・ 事業開発・関連事業担当
常 務 取 締 役	鎌 田 良 樹	経理・財務・システム・経営企画担当
常 務 取 締 役	深 井 克 彦	薬剤受託担当
常 務 取 締 役	笠 井 直 人	営業統括部長 営業統括・営業推進・MC面対応営業・ 開発担当
取 締 役	宮 田 徳 昭	営業推進部長
取 締 役	鈴 木 重 夫	健保推進部長 健保推進担当
取 締 役	小 柳 利 幸	薬剤本部長 薬剤管理・推進・教育情報・ジェネリック推進・ 購買・在宅医療・支店管理担当
取 締 役	小 城 和 紀	財務部長
取 締 役	藤 本 佳 久	管理本部長兼総務部長 総務・人事・薬事採用センター担当 C S O
取 締 役	恩 地 祥 光	東京建物(株)社外取締役
取締役（監査等委員・常勤）	畠 山 侑 之	
取締役（監査等委員）	薄 金 孝 太 郎	弁護士
取締役（監査等委員）	長 嶋 隆	公認会計士・税理士 税理士法人日本税務総研パートナー (株)ソディック監査役

- (注) 1. 取締役恩地祥光氏と監査等委員である取締役薄金孝太郎氏及び長嶋隆氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員である取締役長嶋隆氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査等委員である取締役長嶋隆氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために畠山信之氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度としております。

③ 事業年度中に退任した取締役

平成30年6月27日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役木村金吾氏は、任期満了により退任いたしました。

④ 取締役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	11名 (1)	796百万円 (8百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (2)	33百万円 (20百万円)
合計	15名 (3)	830百万円 (28百万円)

- (注) 1. 上記には、平成30年6月27日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役木村金吾氏を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 報酬等の額には、以下のものも含まれております。
- 当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額
- 取締役（監査等委員を除く） 11名 66百万円 （うち社外取締役 1名 0百万円）
- 取締役（監査等委員） 4名 1百万円 （うち社外取締役 2名 0百万円）
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第36期定時株主総会において、年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第36期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役恩地祥光氏は、東京建物(株)社外取締役を兼務しております。東京建物(株)と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)長嶋隆氏は、税理士法人日本税務総研パートナー及び(株)ソディック監査役を兼務しております。税理士法人日本税務総研及び(株)ソディックと当社との間には、特別の関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

- ・該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	恩地祥光	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回出席し、必要に応じ企業経営者としての経験に基づいた専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	薄金孝太郎	当事業年度開催の取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち15回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	長嶋隆	当事業年度開催の取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち15回出席し、主に経理システム並びに内部監査について適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、当該金額について監査等委員会は、監査計画、監査内容、監査に要する工数が適切な会計監査を実施する上で相当か否か及び報酬水準が従来の実績値及び監査法人の一般的水準に比して高額でないかという観点から検討し、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当であると認め、これに同意しました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令上保存を義務付けられている文書、議事録、稟議書、契約書及び重要な情報の保存並びに管理に関する事項を、別途定める文書管理規程に従って管理するものとし、取締役及び内部監査部門は、業務の必要に応じこれらの書類を自由に閲覧できるものとする。

2. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループは、部門毎に個別のリスクを把握、管理し、別途定める規程、マニュアル等により、リスクの現実化を予防するとともに、リスクが現実化した場合は、担当する取締役の責任と権限において即座に対処するものとする。
- ②社長直属の内部監査室が、定期的に、当社グループの各部門のリスク管理の状況を監査し、想定されたリスクに遺漏がないか、リスクの管理方法等が適切かどうかをレビューし、必要な指示を行うものとする。

3. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定めるものとする。
- ②当社グループは、別途定める職務権限規程によって、業務毎に決裁レベルを規定することにより、効率的に決裁が行われる体制を整備するとともに、別途定める業務分掌規程によって、部門毎に業務内容を明確に規定することにより、業務の効率性を図るものとする。
- ③別途定める予算管理規程によって予算管理を行うことにより、経営効率の向上を図るとともに、IT（情報技術）化を進めることにより、業務の効率性を図るものとする。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループは、取締役会を毎月及び必要があるときは随時開催することで、取締役間相互の監視・監督機能を確保し、もって取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するものとする。
- ②当社グループは、別途定める個別規程及びマニュアル等によって、各業務の手順や遵守すべき事項等を規定することにより、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するものとする。
- ③社長直属の内部監査室が、定期的に、当社グループの使用人の法令及び定款適合性の状況を監査し、必要な指示を行うものとする。
- ④当社グループにおいては、各子会社に、規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進委員を配置するものとする。
- ⑤当社グループは、当社グループの役員・従業員等が当社コンプライアンス担当部門に対して直接通報を行うことができる日本調剤ホットラインを整備するものとする。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を義務づけるとともに、重要事項についての事前協議を義務づけるものとする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、内部監査部門を中心に人選を行い、補助使用人を置くものとする。
- ②補助使用人の人数、職位等については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とが協議して決定するものとする。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①当社が補助使用人を置いた場合、当該補助使用人の異動、懲戒及び解雇については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - ②補助使用人の人事考課は、監査等委員会の評価に基づき、常勤の監査等委員が行うものとする。
 - ③補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する際は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
 - ④当社は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとする。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ①当社は、取締役会を毎月及び必要があるときは随時開催することにより、業務執行取締役が担当する業務の執行状況等が定期的に報告される体制を確保するものとする。
 - ②取締役及び使用人が、監査等委員会からその業務執行に関する事項の報告（必要な事項の調査及び必要な資料の写しの提出を含む。）を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行うものとする。
9. 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- ①当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - ②当社グループの役職員は、法令違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うものとする。
10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・従業員に周知徹底するものとする。
11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又はその償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携して随時情報交換することによって、迅速かつ的確に問題点を把握し、もって監査の実効性を確保するものとする。

当期における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、「企業行動憲章」「倫理行動指針」「コンプライアンス基本規程」「コンプライアンス推進規程」「リスク管理規程」等を整備し、社内イントラネット等を通じて当社グループ各社が遵守すべき基本事項につき周知徹底を図っています。
- ②コンプライアンス及びリスク管理に関する取組みとして、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会を年4回開催し、各分野における諸施策の推進及び情報の共有化を図りました。
- ③内部通報制度であるホットラインにつきましては、「内部通報制度運用規程」に基づき、当社グループ各社において通報窓口を設置し、継続的に運用するとともに、通報者に対する通報を理由とする不利益取扱いを禁止することで通報者の保護を図っています。
- ④災害・事故等の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画（BCP）を策定し、社内イントラネット等を通じて周知徹底を図っています。
- ⑤監査等委員会の職務を補助する補助使用人3名を監査等委員会の要請に基づき配置し、監査体制の強化を図りました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要課題の一つとして捉えており、成長性を確保するための内部留保も十分に考慮しながらも、各期の経営成績に連動した形で最大限株主の皆さまに対して利益還元を図ることを基本方針としております。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。内部留保資金の使途といたしましては、中長期的な事業拡大の原資として利用することとしております。

連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	80,132	流動負債	69,100
現金及び預金	29,749	買掛金	37,274
受取手形	134	電子記録債務	3,081
売掛金	16,249	一年内返済予定の長期借入金	16,143
電子記録債権	1,465	リース債務	261
商品及び製品	22,272	未払法人税等	1,478
仕掛品	1,173	賞与引当金	3,023
原材料及び貯蔵品	6,020	役員賞与引当金	86
その他の他	3,071	資産除去債務	10
貸倒引当金	△5	その他の他	7,739
固定資産	98,545	固定負債	68,504
有形固定資産	69,806	長期借入金	62,470
建物及び構築物	32,374	リース債務	436
機械装置及び運搬具	14,707	長期割賦未払金	1,349
土地	16,961	役員退職慰労引当金	1,093
リース資産	794	退職給付に係る負債	1,695
建設仮勘定	1,133	資産除去債務	1,145
その他の他	3,835	その他の他	313
無形固定資産	16,906	負債合計	137,604
のれん	14,552	(純資産の部)	
その他の他	2,353	株主資本	41,196
投資その他の資産	11,833	資本金	3,953
投資有価証券	17	資本剰余金	10,926
長期貸付金	687	利益剰余金	29,815
敷金及び保証金	7,357	自己株式	△3,498
繰延税金資産	2,610	その他の包括利益累計額	△127
その他の他	1,160	その他有価証券評価差額金	0
資産合計	178,677	退職給付に係る調整累計額	△127
		非支配株主持分	4
		純資産合計	41,073
		負債・純資産合計	178,677

連結損益計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		245,687
売上原価		203,711
売上総利益		41,975
販売費及び一般管理費		35,242
営業利益		6,733
営業外収益		
受取利息	0	
受取手数料	50	
受取賃貸料	430	
その他	178	659
営業外費用		
支払利息	525	
支払手数料	13	
支払賃借料	355	
固定資産除却損	221	
その他	198	1,315
経常利益		6,077
特別利益		
固定資産売却益	231	
投資有価証券売却益	8	
事業譲渡益	1,092	1,332
特別損失		
固定資産売却損	24	
減損損失	607	632
税金等調整前当期純利益		6,777
法人税、住民税及び事業税	3,308	
法人税等調整額	△324	2,984
当期純利益		3,792
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		3,790

連結株主資本等変動計算書

（平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成30年4月1日 残高	3,953	10,926	26,816	△47	41,648
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△791		△791
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,790		3,790
自己株式の取得				△3,451	△3,451
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,998	△3,451	△452
平成31年3月31日 残高	3,953	10,926	29,815	△3,498	41,196

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成30年4月1日 残高	0	△144	△144	2	41,506
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△791
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,790
自己株式の取得					△3,451
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△0	16	16	2	19
連結会計年度中の変動額合計	△0	16	16	2	△433
平成31年3月31日 残高	0	△127	△127	4	41,073

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 9社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社メディカルリソース
日本ジェネリック株式会社
株式会社日本医薬総合研究所
長生堂製薬株式会社
合同会社水野
有限会社ハート調剤薬局
有限会社ケイリバー
株式会社ライム
株式会社エムエス中部調剤
- ・ 連結の範囲の変更 当連結会計年度において株式取得により連結子会社となりました、株式会社ライム及び株式会社エムエス中部調剤は、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
また、親会社との合併により、調剤薬局事業会社1社が消滅しております。

(2) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

商品及び製品、仕掛品

当社及び連結子会社は、主として総平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

当社及び連結子会社は、主として月別総平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、一部の連結子会社の工場生産設備（建物附属設備及び機械装置）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	5年～15年
その他 （工具、器具及び備品）	5年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

当社及び一部の連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

二. 役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

当社及び一部の連結子会社は金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 —— 金利スワップ

ヘッジ対象 —— 借入金

ハ. ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は内規である「金利リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

二. 有効性の評価方法

当社及び一部の連結子会社は特例処理によっている金利スワップ取引のため、有効性の評価を省略しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ、消費税等の会計処理

当社及び連結子会社は、消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ、連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より、連結納税制度を適用しております。

⑦表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

⑧会計上の見積りの変更

（資産除去債務の見積額の変更）

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

見積りの変更による増加額204百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ59百万円減少しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 当社及び一部の連結子会社の実施した債権流動化による売掛債権譲渡高は27,865百万円であります。
 なお、当該売掛債権については、金融資産の消滅要件を満たしているため、売却処理を行っております。
- (2) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は39,780百万円であります。

(3) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に提供している資産

建物及び構築物	4,868百万円
土地	2,606百万円
敷金及び保証金	155百万円
計	7,630百万円

②担保付債務

一年内返済予定の長期借入金	2,524百万円
長期借入金	4,329百万円
計	6,854百万円

(4) 割賦払いにより所有権が留保されている資産及び割賦未払金

①割賦払いにより所有権が留保されている資産

建物及び構築物	111百万円
機械装置及び運搬具	2,907百万円
建設仮勘定	5百万円
その他	209百万円
計	3,233百万円

②割賦未払金

流動負債（その他）	641百万円
長期割賦未払金	1,349百万円
計	1,991百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

以下の減損損失を計上しております。

用途	地域	種類	減損損失 (百万円)
店舗	東北 (2店舗)	建物及び構築物、リース資産、その他	15
店舗	関東甲信越 (3店舗)	建物及び構築物、土地、リース資産	86
店舗	東海 (3店舗)	建物及び構築物	14
店舗	中国・四国 (2店舗)	建物及び構築物、その他	3
システム関連	本社	のれん、その他	487
合計			607

(注)当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については、店舗・工場単位で資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。このうち収益性が悪化している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は、使用価値又は正味売却可能価額により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては、零としております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普 通 株 式	16,024千株	— 千株	— 千株	16,024千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普 通 株 式	29千株	1,000千株	— 千株	1,030千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるもの0千株、及び会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得1,000千株です。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

イ. 平成30年6月27日開催の第38期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 399百万円
- ・1株当たり配当額 25円
- ・基準日 平成30年3月31日
- ・効力発生日 平成30年6月28日

ロ. 平成30年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 391百万円
- ・1株当たり配当額 25円
- ・基準日 平成30年9月30日
- ・効力発生日 平成30年12月5日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの
令和元年6月26日開催の第39期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・配当金の総額 374百万円
- ・1株当たり配当額 25円
- ・基準日 平成31年3月31日
- ・効力発生日 令和元年6月27日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	934百万円
未払事業税	148百万円
法定福利費	146百万円
たな卸資産評価損	70百万円
資産除去債務	355百万円
役員退職慰労引当金	342百万円
減損損失	313百万円
長期前払消費税等	141百万円
退職給付に係る負債	520百万円
繰越欠損金	1,094百万円
有価証券評価損	33百万円
連結納税適用に伴う時価評価益	41百万円
その他	757百万円
繰延税金資産小計	4,901百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,071百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△692百万円
評価性引当額小計	△1,764百万円
計	3,136百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	158百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
連結納税適用に伴う時価評価損	144百万円
その他	224百万円
計	526百万円
繰延税金資産の純額	2,610百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%
住民税均等割	3.3%
留保金課税等	8.3%
税額控除	△4.9%
のれん償却による影響	6.4%
評価性引当額の増減	△2.6%
その他	1.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>44.0%</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物、事務用関連機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（(注2)参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	29,749	29,749	—
(2) 受取手形	134	134	—
(3) 売掛金	16,249	16,249	—
(4) 電子記録債権	1,465	1,465	—
(5) 投資有価証券	1	1	—
(6) 長期貸付金 (※1)	771	775	4
(7) 敷金及び保証金 (※2)	5,903	5,931	28
資産計	54,275	54,307	32
(1) 買掛金	37,274	37,274	—
(2) 電子記録債務	3,081	3,081	—
(3) 未払法人税等	1,478	1,478	—
(4) 長期借入金 (※3)	78,613	79,220	607
(5) リース債務 (※3)	697	694	△3
(6) 長期割賦未払金 (※3)	1,991	2,002	11
負債計	123,137	123,752	614

(※1) 長期貸付金は、1年内回収予定の金額を含めております。

(※2) 敷金及び保証金は、将来返還されない金額を控除しております。

(※3) 長期借入金、リース債務、長期割賦未払金は、1年内返済予定の金額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)電子記録債権

これらは短期間で決済され、信用リスク相当額も重要性に乏しく、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

上場株式については、取引所の価格によっております。

(6)長期貸付金、(7)敷金及び保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)買掛金、(2)電子記録債務、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金、(5)リース債務、(6)長期割賦未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

当社グループが利用しているデリバティブ取引は金利スワップ取引であります。これらはすべて特例処理によっており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(4)長期借入金参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式16百万円については、市場価格がなく、かつ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,739円04銭
(2) 1株当たり当期純利益	243円47銭

(注) 算定上の基礎

1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	14,993,810株
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	15,567,340株

9. 事業分離に関する注記

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

ニプロファーマ株式会社

②分離した事業の内容

日本ジェネリック株式会社の春日部工場に係る土地・建物等の固定資産及び固定資産に付随する事業

③事業分離を行った理由

当社の連結子会社である日本ジェネリック株式会社は、かねてより建設を進めていた国内最大級、かつ最新鋭のジェネリック医薬品製造設備を備えたつくば第二工場を平成30年3月に完成させ、当該工場での製品製造・販売を開始いたしました。また、平成30年6月には研究開発施設つくば研究所をつくば工場の隣接地に移転いたしました。これを機に、研究開発部門と製造部門の連携を従来以上に強化し、より患者さま目線のジェネリック医薬品の生産を実現すること、並びに製造拠点集約化により効率性をさらに高めることを目的に、日本ジェネリック株式会社の春日部工場を売却いたしました。

④事業分離日

平成31年3月1日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益

1,092百万円

②移転した事業に係る資産の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	152百万円
固定資産	3,000百万円
資産合計	3,153百万円

③会計処理

移転した春日部工場の事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことによって受け取った対価となる財の時価と、移転した事業の資産の簿価との差額を事業譲渡益として認識しております。

(平成31年3月31日現在)

(單位：百萬円)

[illegible]

損益計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		203,623
売上原価		174,323
売上総利益		29,299
販売費及び一般管理費		25,849
営業利益		3,450
営業外収益		
受取利息	180	
受取配当金	630	
受取手数料	50	
受取貸付金	401	
営業外収益	13	
貸倒引当金の戻入	330	
営業外費用	153	1,758
支払利息	391	
支払手数料	13	
支払賃借料	355	
固定資産の除却	24	
経常利益	156	942
特別利益		4,266
固定資産売却益	228	
抱合せ株式消滅差益	47	276
特別損失		
固定資産売却損失	24	
減損損失	247	272
税引前当期純利益		4,270
法人税、住民税及び事業税	2,024	
法人税等調整額	△171	1,852
当期純利益		2,417

株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	
平成30年4月1日 残高	3,953	4,754	6,172	10,926	20	130	17,828	17,978
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△791	△791
当期純利益							2,417	2,417
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,626	1,626
平成31年3月31日 残高	3,953	4,754	6,172	10,926	20	130	19,455	19,605

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成30年4月1日 残高	△47	32,811	0	0	32,811
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△791			△791
当期純利益		2,417			2,417
自己株式の取得	△3,451	△3,451			△3,451
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△3,451	△1,825	△0	△0	△1,825
平成31年3月31日 残高	△3,498	30,986	0	0	30,986

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②関係会社出資金

移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～47年
----	---------

構築物	10年～45年
-----	---------

工具、器具及び備品	5年～15年
-----------	--------

②無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、定額法により20年以内の合理的な年数で償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引）のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ、退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ―― 金利スワップ

ヘッジ対象 ―― 借入金

ヘッジ方針

内規である「金利リスク管理方針」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

有効性の評価方法

特例処理によっている金利スワップ取引のため、有効性の評価を省略しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(6) 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(7) 会計上の見積りの変更

(資産除去債務の見積額の変更)

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退店時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

見積りの変更による増加額204百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ59百万円減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものは除く）

短期金銭債権債務

売掛金	8百万円
その他	583百万円
買掛金	117百万円
未払金	18百万円

(2) 債権流動化による売掛債権譲渡高は22,018百万円であります。なお、当該売掛債権については、金融資産の消滅要件を満たしているため、売却処理を行っております。

(3) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は23,788百万円であります。

(4) 保証債務

関係会社の借入金及び割賦未払金に対し債務保証を行っております。

日本ジェネリック株式会社 15,002百万円

(5) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産

建物	756百万円
構築物	47百万円
土地	1,929百万円
敷金及び保証金	155百万円
計	2,889百万円

②担保付債務

一年内返済予定の長期借入金	1,194百万円
長期借入金	3,196百万円
計	4,391百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高

売上	101百万円
売上原価	727百万円
販売費及び一般管理費	1,125百万円
営業取引以外の取引高	841百万円

(2) 減損損失

以下の減損損失を計上しております。

用途	地域	種類	減損損失 (百万円)
店舗	東北 (2店舗)	建物、構築物、リース資産、その他	15
店舗	関東甲信越 (3店舗)	建物、構築物、リース資産、その他	86
店舗	東海 (3店舗)	建物	14
店舗	中国・四国 (2店舗)	建物、構築物、その他	3
システム関連	本社	その他	127
合計			247

(注)当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については、店舗単位で資産のグルーピングを行っております。遊休資産については、個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。このうち収益性が悪化している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は、使用価値又は正味売却可能価額により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては、零としております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	29千株	1,000千株	－ 千株	1,030千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるもの0千株、及び会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得1,000千株です。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	731百万円
未払事業税	88百万円
法定福利費	116百万円
たな卸資産評価損	63百万円
資産除去債務	341百万円
役員退職慰労引当金	261百万円
減損損失	263百万円
長期前払消費税等	141百万円
退職給付引当金	275百万円
有価証券評価損	33百万円
子会社株式	2,409百万円
貸倒引当金	378百万円
その他	333百万円
繰延税金資産小計	5,439百万円
評価性引当額	△3,308百万円
計	2,131百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	147百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
その他	220百万円
計	367百万円
繰延税金資産の純額	1,763百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%
永久に益金に算入されない項目	△4.9%
住民税均等割	4.7%
留保金課税等	0.2%
のれん償却による影響	4.5%
評価性引当額の増減	5.5%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.4%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗用建物、事務用関連機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

属 性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内 容	議決権等の 所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼職等	事業上 の関係				
子会社	日本ジェネリック㈱	1,255	ジェネリ ック医薬 品の製 造・販	直接 100%	役員 3名	当社 仕入先	資金の回収(純額)(注1)	4,789	関 係 会 社 短 期 貸 付 金 (注1)	3,800
							債務保証(注2)	15,002		
							利息の受取(注1)	76		
子会社	長生堂製薬㈱	340	ジェネリ ック医薬 品の製 造・販	直接 100%	役員 3名	当社 仕入先	資金の回収(純額)(注3)	600	関 係 会 社 短 期 貸 付 金 (注3)	400
							利息の受取(注3)	1		
子会社	㈱メディカルリソース	93	医療従事 者派遣・紹 介 事 業	直接 100%	役員 3名	当社 仕入先	資金の返済(純額)(注4)	370	関 係 会 社 短 期 借 入 金 (注4)	2,759
							利息の支払(注4)	10		

(注1) 日本ジェネリック㈱に対する貸付金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 日本ジェネリック㈱の借入金及び割賦未払金について保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。

(注3) 長生堂製薬㈱に対する貸付金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注4) ㈱メディカルリソースからの借入金については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は提供しておりません。

(注5) 上記以外に日本ジェネリック㈱に対する貸付金を対象とした貸倒引当金1,230百万円(当事業年度における戻入額330百万円)を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,060円60銭
(2) 1株当たり当期純利益	155円30銭

(注) 算定上の基礎

1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	14,993,810株
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	15,567,340株

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年5月13日

日本調剤株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 裕 之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 毅 文 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本調剤株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本調剤株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年5月13日

日本調剤株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 野 裕 之 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斎 藤 毅 文 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本調剤株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (4) 後発事象について
記載すべき後発事象はありません。

令和元年5月14日

日本調剤株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 畠 山 信 之 ㊟

監 査 等 委 員 薄 金 孝 太 郎 ㊟

監 査 等 委 員 長 嶋 隆 ㊟

(注) 監査等委員薄金孝太郎及び長嶋隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

